

あらたまツーリズム販売促進支援業務委託基本仕様書

1 業務名

あらたまツーリズム販売促進支援業務

2 事業の目的

荒尾・玉名地域（荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町）には、世界文化遺産である万田坑や日本遺産に認定された菊池川流域、伝統工芸品の小代焼等、歴史、文化、自然、温泉、食など豊富な観光資源に恵まれた地域である。これまで、これらの素材を活用した体験プログラムを造成し、モデルコースの検討やパンフレットの作成を行ってきたところであるが、旅行商品として一般市場に流通するには至っていない。

そこで、これらのモデルコースを基に、当地域でしか体験できないような付加価値の高いプログラム等をツーリズム商品として磨き上げ、流通事業者や観光客向けに情報発信し、営業活動、販売促進を行うことで、主に福岡や佐賀方面からの誘客も促進し、ひいては移住定住も見据えた県内外との交流人口の拡大を図ることを目的としている。

令和4年度は、福岡・佐賀方面をターゲットに、体験プログラムをメインとしたモニターツアーを開催するとともに、プロモーションのための動画作成等を行った。

本年度は、これらの成果を基に、個人向け観光商品の磨き上げを行うとともに、荒尾・玉名地域への誘客に向けた積極的なプロモーション活動を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月15日（木）まで

4 委託業務内容

（1）旅行関係事業者等向け説明会及び商談会の開催

荒尾・玉名地域の体験プログラムや観光商品について、佐賀及び福岡の旅行関連業者やメディア等をターゲットに、荒尾・玉名地域の体験プログラムや観光素材の魅力を伝えるため、以下の内容で説明会及び商談会を開催すること。

①実施時期：10月～2月上旬頃までのうち1日間

②実施場所：九州佐賀国際空港（以下、佐賀空港という。）の使用可能なエリア

④主な業務

ア 告知及び集客

佐賀県及び福岡県の旅行関連業者、メディア関係業者、荒尾・玉名地域の観光関連業者。

イ 事務局業務

本説明会及び商談会の事務局として、参加業者の取りまとめ、当日受付及び運営（会場設営・撤収・音響管理等）。

ウ その他

- ・説明会及び商談会で必要な機材や装飾品についても準備すること。
- ・説明会については、当協議会の観光素材情報のプレゼンテーションを行う場とし、効果的な運営方法について提案すること。
- ・商談会については、マッチング方式の商談とし、当地域の観光素材が印象に残る運営方法について提案すること。また、各市町 1 ブース以上を設けること。

(2) 一般消費者向けへの P R

(1) と同時開催とし、佐賀空港を利用する一般消費者向けへの観光 P R 及び荒尾・玉名地域の特産品の販売等、物産展を実施すること。

①出店者数：最低 12 事業者（各市町観光 P R ブース 6 ブースを含む）

②主な業務

- ア P R に必要な機材や備品等の調達及び会場の設営、企画、その他調整
- イ 企画に係る各種団体との調整、申請書等の作成
- ウ 当地域への誘客につながる企画立案
- エ 運営管理全般
- オ 来場者アンケートの実施。また、アンケートについては、実施後速やかに集計、分析を行い、事務局へ報告すること。アンケート項目や内容については、事務局と協議したうえで決定すること。
- カ その他開催に伴い発生する上記以外の業務。

(3) 情報発信及び広告宣伝等

発信する素材については、令和 4 年度に当協議会で作成した動画を活用することとするが、予算の範囲内で既存の動画以外の素材の提案を行っても構わない。また、発信するにあたり、既存の動画を加工する場合は、予算の範囲内で行うこととする。

①発信期間

10 月～2 月上旬の間とし、情報発信に効果的な期間を提案すること。

②発信方法

SNS やデジタルサイネージ等、効果的な発信媒体を具体的に提案すること。

5 その他留意事項

- (1) 実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) この仕様書の定めのない事項については、必要に応じてあらたまツーリズム協議会と協議のうえ処理するものとする。

6 成果物

成果品として次のものを納品すること。

- ①実績報告書 10 部
- ②記録写真等のデータ 10 部

- ③アンケート結果一式 10 部
- ④その他、提案事項により作成した成果物一式

7 著作権等

- (1) 著作権等の取扱いについては十分に注意すること。
- (2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像、写真、音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 委託業務により作成した成果物の著作権及び画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- (2) 業務の遂行に当たっては、発注者と随時打合せを行い、十分に協議を行った上で実施すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、関係する法令を遵守すること。また、個人情報等の保護の徹底や業務上知り得た秘密の保持を行う義務がある。
- (4) 制作物の具体的な内容等については、事前に発注者と協議のうえ決定すること。
- (5) 納品前には、発注者に提示し、最終確認を行うこと。
- (6) 発注者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力する。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、発注者と協議することとする。